

品目別経営安定対策に係る交付対象者要件の見直しに関するQ & A

～さとうきび版～

Q 1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？

Q 2 交付対象者要件の特例措置（A－5）はなくなるのですか？

【共同利用組織の構成員（A－3）の要件】

Q 3 共同利用組織の要件について、平成21年産までと平成22年産以降の主な変更点はどのようなものですか？

《共同利用組織の基幹作業面積のカウント方法》

Q 4 共同利用組織の基幹作業面積は、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？

Q 5 基幹作業面積は、基幹作業を実施した年でカウントするのですか。それとも年産（収穫作業を実施した砂糖年度）でカウントするのですか？

《構成員の共同作業に供する面積の要件》

Q 6 平成21年産までとされている共同作業に供するほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

Q 7 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？

《共同利用組織の構成員の特例》

Q 8 共同利用組織の構成員の特例とは、どのようなものですか？

Q 9 共同利用組織の構成員の特例を受けるため、共同利用組織が満たすべき要件は、どのようなものですか？

Q 10 共同利用組織の構成員の特例を利用する共同利用組織の地域の範囲に制限はありますか？

Q 11 なぜ、共同利用組織の構成員の特例の期間を3年間に限定しているのですか？

Q12 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」は、どのような内容のものですか？

Q13 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」の目標が達成されなかった場合でも、交付金はもらえるのですか？

Q14 今回の見直し内容において、対象期間を設定するものはありますか？

《防除を行う共同利用組織の要件》

Q15 防除を行う共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

Q16 防除を行う共同利用組織の基幹作業面積（4.5ha以上）は、どのようにカウントするのですか？

Q17 防除を行う共同利用組織の「防除計画」は、どのような内容のものですか？

Q18 防除計画に定める防除を実施する期間の長さには、制限があるのですか？

Q19 防除作業班とは、どのようなことをするのですか？

Q20 農薬のドリフトが懸念される地域において、共同利用組織で防除作業を行う場合についても、防除作業班を設置する必要がありますか？

Q21 防除作業班の作業員（班員）が、一人で自らのほ場のみの防除作業を行った場合や、自らが所有する機械を用いての防除作業を行った場合は、防除作業班による防除作業と見なせますか？

Q22 なぜ、防除についてのみ、防除計画に基づいて行う個人防除も共同利用として認めるのですか？

Q23 防除計画に基づいて行う個人防除を共同利用とする取扱いは、期限付きの特例措置なのですか？

Q24 防除計画に基づく個人防除は共同利用として認められますが、共同利用組織の構成員の特例とどのように違いますか？

Q25 防除を行う共同利用組織で、防除計画を作成したものの対象病虫害の発生がなかったため防除作業を実施しなかった場合、当該共同利用組織の構成員は交付金の交付対象者となるのでしょうか？

【基幹作業を委託する者（A-4）の要件】

Q26 平成21年産までとされている基幹作業を委託しているほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

Q27 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を委託した場合のカウン
ト方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるの
でしょうか？

【基幹作業】

《中耕培土》

Q28 中耕培土とは、具体的にどのような作業を指しますか？

《防除》

Q29 防除とは、具体的にどのような作業を指しますか？

Q30 野そ（ネズミ）の駆除は、防除に含まれますか？

Q31 「土壌消毒」は防除に含まれますか？

Q32 誘殺灯やフェロモントラップの設置は防除に含まれますか？

Q33 「除草」は防除に含まれますか？

Q34 病害虫全般の予防を目的とする除草を行う場合、防除計画の対象病害虫の項
目に「除草（病害虫防除）」とのみ記載することは可能ですか？

《その他の基幹作業について》

Q35 耕起及び整地は、耕起又は整地でも良いのですか？

Q 1 今回、交付金の交付対象者の要件は、どのように見直されたのですか？

平成22年産以降の交付金の交付対象者の要件は、作業受委託や共同利用組織の活用を促進する観点から、以下のとおり見直しを行いました。

① 基幹作業に「中耕培土」と「防除」を追加

さとうきびについては、現在、「耕起及び整地」、「株出管理」、「植付け」、「収穫」の4作業となっていますが、これに「防除」及び「中耕培土」が追加され、6作業となります。

② 共同利用組織と作業受託組織の範囲の拡大

ア 共同利用組織の範囲は「収穫作業を共同して行う団体」から「基幹作業を共同して行う団体」に拡大されるとともに、その面積要件についても、「収穫作業に係る作付面積の合計が4.5ha」から「基幹作業に係る作付面積（当年産として収穫する部分に限る。）の合計が4.5ha」となります。

イ 作業受託組織（サービス事業体）が満たすべき面積要件についても、②のアと同様に、「収穫作業に係る作付面積の合計が4.5ha」から「基幹作業に係る作付面積（当年産として収穫する部分に限る。）の合計が4.5ha」となります。

なお、平成19年産から平成21年産まで実施されていた交付対象者要件の特例措置（A-5）は、平成21年産で終了します。

このため、平成21年産まで特例措置に基づき申請を受けていた生産者におかれては、平成22年産以降は見直し後の交付対象者の要件を満たす必要があります。

Q 2 交付対象者要件の特例措置（A-5）はなくなるのですか？

交付対象者要件の特例措置（A-5）については、受託組織等が存在しない地域において、担い手の育成を行うことを目的とする組織に参加する者を交付金の交付対象者とするため、平成19年産から21年産までの3年間に限り、実施されていたもので、今般、3年間が経過したことから終了することとしています。

ただし、生産者が作業を委託しやすくするため、基幹作業として「防除」及び「中耕培土」を追加しました。また、基幹作業の受け手（受託者）であるサービス事業

体や共同利用組織の要件についても見直しを行い、これらの立ち上げが現在と比べ容易になりましたので、現在特例に基づいて申請されている生産者の皆様におかれては、本則要件への移行を進めて下さい。

【共同利用組織の構成員（A－3）の要件】

Q3 共同利用組織の要件について、平成21年産までと平成22年産以降の主な変更点はどのようなものですか？

平成22年産以降の共同利用組織の要件の主な変更点は、以下のとおりです。

① 収穫以外の基幹作業を行う共同利用組織も対象

現在、共同利用組織が共同作業を行う際にカウントの対象となるのは収穫面積に限定されていますが、今後はそれ以外の基幹作業も対象となります。

このことにより、共同利用組織が満たすべき面積要件について、平成21年産までの「収穫作業に係る作付面積の合計が4.5ha」から「基幹作業に係る作付面積（当年産として収穫する部分に限る。）の合計4.5ha」となります。

② 推進計画の作成

共同利用組織に所属してはいるものの、共同利用等を行っていない者は、交付金交付対象者としての共同利用組織の構成員とは認められませんが、共同利用組織が3年以内（平成22年産から平成24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成していれば、共同利用等を行っていない構成員についても、計画期間中に限り、共同利用組織の構成員とみなして交付金の対象者となります。

③ 防除計画の作成

防除を行う共同利用組織が防除計画を作成し、これに基づき当該組織の構成員が個人で防除を実施した場合にも、当該構成員も交付金の交付対象者となります。

《共同利用組織の基幹作業面積のカウント方法》

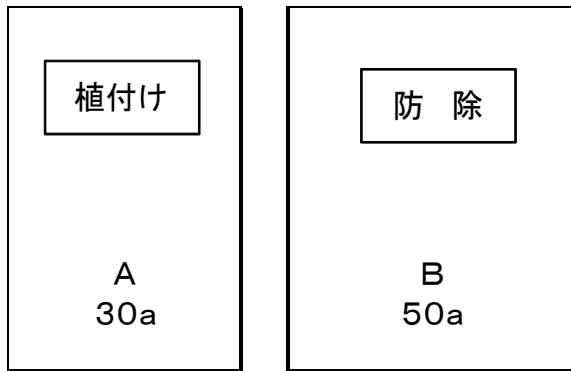
Q 4 共同利用組織の基幹作業面積は、どのようにカウントするのですか（各基幹作業を行った面積の延べ面積となるのですか。それとも実面積となるのですか。）？

各基幹作業の面積の実面積の合計です。

ただし、同じほ場において複数の基幹作業を実施した場合には、当該ほ場において実施した基幹作業のうち実施した面積が最大となるものの面積とします。このようにカウントした基幹作業面積が4.5ha以上必要となります。

○ 面積の計算方法の考え方

(例 1)



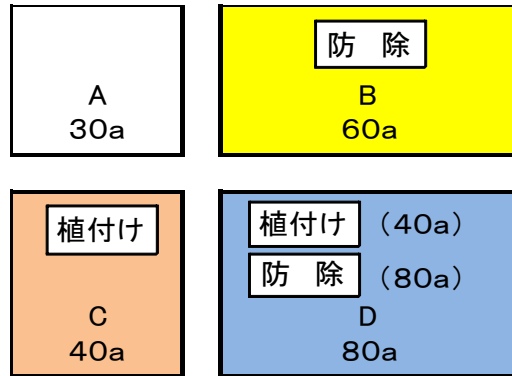
- ・ Aほ場では植付け、Bほ場は防除を実施

基幹作業面積

$$= 30a (\text{Aほ場 : 植付け}) + 50a (\text{Bほ場 : 防除})$$

$$= 80a$$

(例 2)



- ・ Bほ場で防除、Cほ場で植付け、Dほ場で植付けと防除を実施

基幹作業面積

$$= 60a (\text{Bほ場 : 防除}) + 40a (\text{Cほ場 : 植付け}) + 80a (\text{Dほ場 : 防除})$$

$$= 180a$$

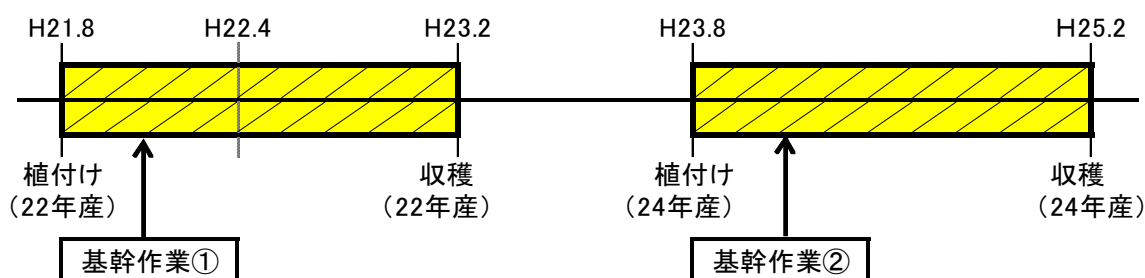
Q 5 基幹作業面積は、基幹作業を実施した年でカウントするのですか。それとも年産（収穫作業を実施した砂糖年度）でカウントするのですか？

基幹作業面積は、年産（収穫作業を実施した砂糖年度（10月～翌年の9月））でのカウントとなります。

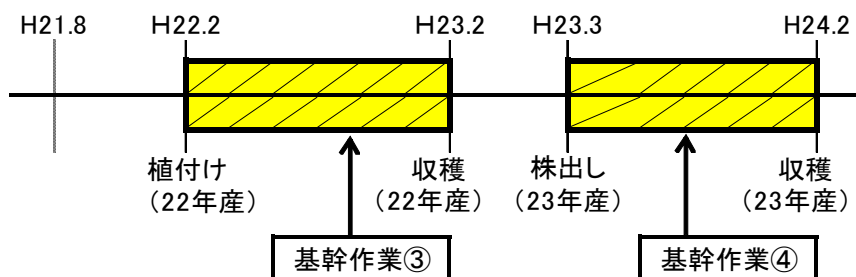
また、さとうきびの夏植えのほ場と春植えのほ場に対して基幹作業を行った場合のように、植え付け年が同じでも収穫時期が異なるほ場において基幹作業を行った場合は、収穫時期が同じほ場において行った基幹作業に係る作付面積のみを合計してください。


○ さとうきびの夏植えと春植え・株出しとの関係

《夏植え》



《春植え・株出し》



注：  は、さとうきびの栽培期間を示している。

※基幹作業①と基幹作業③は年産が同じであるため合算可

基幹作業②と基幹作業④は年産が異なるため合算不可

《構成員の共同作業に供する面積の要件》

Q 6 平成21年産までとされている共同作業に供するほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

現在、共同利用組織の構成員（A-3）については、平成21年産までの特例として、当該構成員のほ場の1/3以上（原則は1/2以上）を共同利用組織による共同作業に供すれば交付金の対象者としています

平成22年産以降についても、共同利用組織の活用を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（1/3以上）を継続します。

Q 7 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を共同作業に供した場合のカウント方法（ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計）は、どのようになるのですか？

現在、複数のほ場を共同作業に供した生産者については、平成21年産までの特例として、ほ場ごとに共同作業に供した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計（原則は基幹作業のうち共同作業に供した最大となる作業の面積）の割合が1/3以上を交付金の対象者としています。

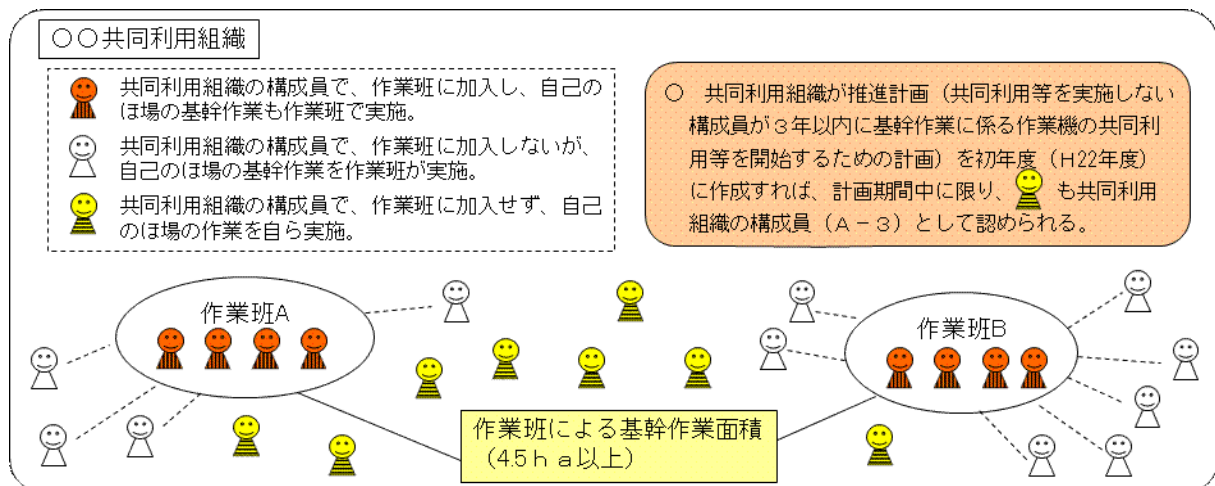
平成22年産以降についても、共同利用組織の活用を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件（ほ場ごとに共同作業に供した面積が最も大きい基幹作業の面積の合計）を継続します。

《共同利用組織の構成員の特例》

Q 8 共同利用組織の構成員の特例とは、どのようなものですか？

共同利用組織の構成員の特例とは、共同利用組織や作業受託組織の育成が十分でない地域の生産者が、基幹作業に係る機械の共同利用や作業の委託ができず、生産者交付金の対象者要件から除外されてしまうことを防ぐために新たに設けるものです。

具体的には、共同利用組織に所属してはいるものの、共同利用等を行っていない者は、交付金交付対象者としての共同利用組織の構成員とは認められませんが、共同利用組織が3年以内（平成22年産から平成24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始するための推進計画を初年度に作成していれば、共同利用等を行っていない構成員についても、計画期間中に限り、共同利用組織の構成員とみなして交付金の対象者とするというものです。



Q9 共同利用組織の構成員の特例を受けるため、共同利用組織が満たすべき要件は、どのようなものですか？

共同利用組織の要件は、効率的な生産が図られるものとする観点から、機械の共同利用又は共同出役により4.5ha以上の基幹作業を共同して行うことに加え、毎年の要件審査申請時まで、

- ① 共同利用等を開始するための推進計画を作成していること
- ② 組織の規約（代表者、構成員、総会、農業用機械等の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
- ③ 基幹作業に係る管理者（オペレーター）が定められていること（組織の規約や推進計画において定められていてもよい。）

が必要となります。

なお、共同利用等を開始するための推進計画は、推進計画の進捗状況を把握するため、毎年度更新することとなっています。

また、既存の共同利用組織を活用する場合には、要件審査申請時まで①の推進計画を作成すれば要件を満たすこととなります。

Q10 共同利用組織の構成員の特例を利用する共同利用組織の地域の範囲に制限はありますか？

共同利用組織の地域の範囲については、組織の活動目的である作業機械の共同利用等が可能な範囲となることが基本であることから、共同利用機械の作業能力やほ場の配置等によって決定されるものと考えています。

ただし、これまで共同利用組織等が存在しなかった地域等においては、組織立ち上げのために十分な話し合いの時間が必要であることから、当面、担い手育成組織（鹿児島県：11組織、沖縄県：43組織）と同等の範囲を基本とした共同利用組織でも良いこととしますが、すみやかに適切な範囲への再編をお願いします。

Q11 なぜ、共同利用組織の構成員の特例の期間を3年間に限定しているのですか？

さとうきび生産者は、作付規模が小さく、高齢化も進展していることから、生産者のリタイアが進むようなことになれば近い将来、集落機能が維持できなくなるとともに、甘しゅ糖工場の操業継続が困難となり、地域経済を支えることが危ぶまれる状況となります。

このような状況を改善するためには、作業受委託や共同利用組織の活用を促進し、いざというときに構成員が相談できる受皿を備えるなど産地の体質強化を図っていくことが重要となっています。

このため、このような取組みを計画的に進めていく観点から3年間の推進計画に基づき、共同利用組織の活用を進めていくこととしたものです。

Q12 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」は、どのような内容のものですか？

共同利用等を開始するための推進計画は、共同利用等を行っていない構成員について3年以内（平成22～24年産）に基幹作業に係る作業機の共同利用等を開始する

ことを目標として、共同利用組織が初年度に作成するものです。

なお、具体的な内容は以下のとおりです。

- ① 共同利用組織の構成員における特例対象者数の見込み(共同利用組織構成員数、特例対象者数等)
 - ② 基幹作業の実施年等(作業機、共同利用実施者数等)
- 等を推進計画に記載することとなります。

Q13 共同利用組織の「共同利用等を開始するための推進計画」の目標が達成されなかった場合でも、交付金はもらえるのですか？

例えば、共同利用組織が、共同利用等の開始に向けて話し合いを行ってきたものの、話し合いがまとまらず、計画どおりの共同利用等ができなかったような場合は、計画通りの共同利用等ができなかったことのみをもって、交付対象に係る要件から外れることはありません。また、それまでに受領した交付金の返還を求められることもありません。

もちろん、当初から共同利用等を行う気がないのに、偽って交付金を受領したような場合は返還が必要です。

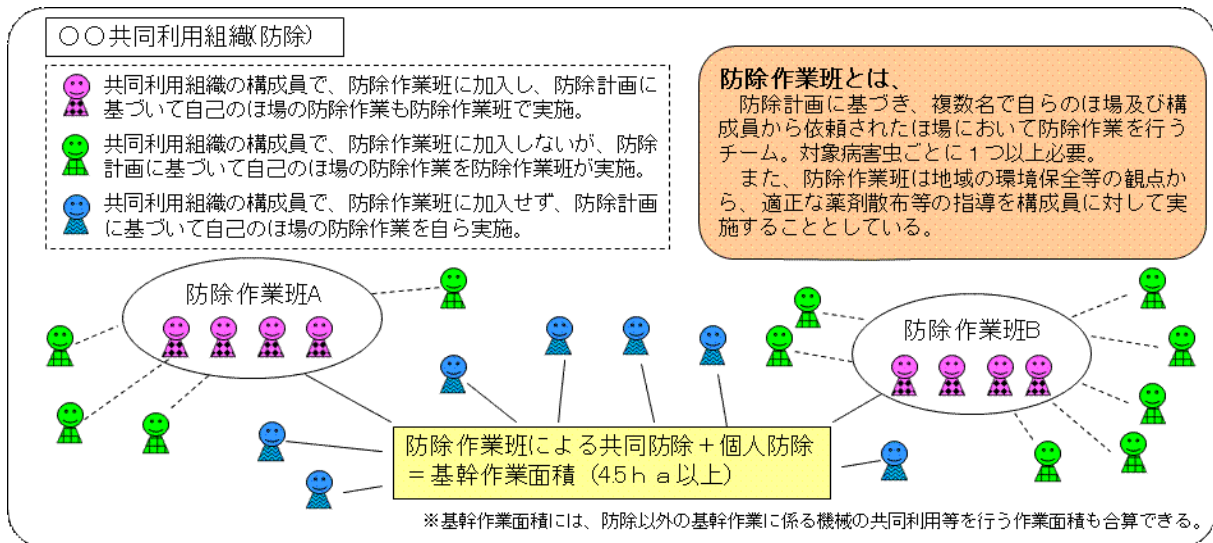
Q14 今回の見直し内容において、対象期間を設定するものはありますか？

今回の見直し内容で、要件に対象期間を設定しているものは、共同利用組織の構成員の特例、共同利用組織において共同作業を行ったほ場の面積及び基幹作業を委託したほ場の面積についての割合要件及びカウント方法であって、いずれも平成22年産から平成24年産までの3年間限りの措置となっています。

《防除を行う共同利用組織の要件》

Q15 防除を行う共同利用組織の要件は、どのようなものですか？

- 防除を行う共同利用組織の要件は、効果的な防除を実施するとの観点から、
- ① 対象とする病害虫の防除に有効な防除作業期間、防除方法等を定めた防除計画を作成していること
 - ② 防除計画に基づき、共同作業や個人防除により4.5ha以上の防除を行うこと（防除以外の基幹作業に係る機械の共同利用等を行う作業面積も合算して4.5ha以上でも可。）
 - ③ 組織の規約（代表者、構成員、総会、防除機械の利用・管理に関する事項等を規定）を作成していること
 - ④ 防除に関する防除作業班が対象病害虫ごとに少なくとも1つ以上組織されていること（1つの防除作業班が複数の病害虫の防除を行うことも可。組織の規約や防除計画において定められていてもよい。）
- としております。



Q16 防除を行う共同利用組織の基幹作業面積（4.5ha以上）は、どのようにカウントするのですか？

共同で防除作業を実施する防除作業班を対象病害虫ごとに1つ以上組織することを前提に、共同利用組織が作成する「防除計画」に基づき個人で防除作業を実施す

る面積も共同利用組織の基幹作業面積に加えることができます。

なお、同じほ場に複数回の防除を行っても、基幹作業面積として重複してカウントはできませんので、ご留意願います。

Q17 防除を行う共同利用組織の「防除計画」は、どのような内容のものですか？

「防除計画」とは、地域における病害虫の予防及び駆除を効率的かつ効果的に実施するため、共同利用組織が行う防除の内容について、共同利用組織ごとに作成する計画です。

具体的には、

- ① 防除の目的
 - ② 防除実施計画（対象病害虫名、防除を実施する期間、防除を行う地区（区域）、使用農薬名、防除方法等）
 - ③ 防除実施体制（当該防除計画への参加者、参加方法（共同、個人防除等）
 - ④ その他共同利用組織が防除を行う上で必要と思われる事項
- 等を防除計画書中に記載することとなります。

なお、防除計画は毎年度作成することとなっています。

Q18 防除計画に定める防除を実施する期間の長さには、制限があるのですか？

対象病害虫や防除方法等により防除を実施する期間が異なるため、防除を実施する期間の長さに関する制限はありません。対象病害虫の防除に効果のある期間を設定して下さい。

例えば、何月何日から何月何日までというように防除実施期間を定めづらい場合にあって、「6月～7月の間において防除作業班の指示から〇〇日以内」としたり、植付けと同時に行われるもの場合は、「植付け時（2月～4月）」等、可能な限り具体的に定めて下さい。

Q19 防除作業班とは、どのようなことをするのですか？

防除作業班は、共同利用組織の構成員の中で、防除を行う責任者（防除作業班長）と作業を行う者数名で構成され、病虫害の発生・まん延の防止のため、防除計画に基づき自己のほ場及び構成員から依頼されたほ場において防除を行うものです。

また、地域の環境保全等の観点から、適正な薬剤散布等の指導を構成員に対して実施して下さい。

Q20 農薬のドリフトが懸念される地域において、共同利用組織で防除作業を行う場合についても、防除作業班を設置する必要がありますか？

防除作業を行う共同利用組織の場合には、効率的な防除作業を組織的に行うとの趣旨から、防除作業班の設置が必要です。

ドリフト等の問題が懸念される地域においては、設置した防除作業班においてドリフト等の心配の少ない方法や「野そ」防除の実施など、その地域実態に適した防除方法を検討して下さい。

なお、防除作業以外の基幹作業の受委託などにより、交付対象者要件を満たすことも可能ですので、産地の体質強化を図る観点から、こうした取組についても検討して下さい。

Q21 防除作業班の作業員（班員）が、一人で自らのほ場のみの防除作業を行った場合や、自らが所有する機械を用いての防除作業を行った場合は、防除作業班による防除作業と見なせますか？

防除作業班による作業とは、共同利用組織が使用权を有する機械の共同利用又は共同出役による防除作業を指します。

「共同利用組織が使用权を有する機械」とは、組織が所有する機械のほか、組織が借り受けた機械（オペレーターの機械を期間を区切って組織が借りることも可）を指します。

このため、防除作業班の作業員（班員）が、一人で自らのほ場のみの防除作業を行う場合や、自らが所有する機械（組織が借り受けた機械を除く。）を用いての防除作業は、防除作業班の作業には該当しません。

Q22 なぜ、防除についてのみ、防除計画に基づいて行う個人防除も共同利用として認めるのですか？

病虫害の防除は、地域において一斉に実施することにより効果が高まります。このため、防除計画に基づき、たとえば防除作業班が防除を実施する時期に合わせて個人で防除を実施した場合も共同利用として認めることとしたところです。

なお、共同利用組織が防除計画に基づき作成した参加者名簿に掲載されている構成員が交付金の交付対象者となります。

Q23 防除計画に基づいて行う個人防除を共同利用とする取扱いは、期限付きの特例措置なのですか？

防除計画に基づいて行う個人防除を共同利用とする取扱いについては、期限付きの特例ではありません。

ただし、本要件については、防除作業班による作業体制が確立するなど、生産現場の実態に照らして、産地の体質強化を図る観点から実施しているこうした取扱いが、不要と考えられる段階で見直しを検討することとしています。

Q24 防除計画に基づく個人防除は共同利用として認められますが、共同利用組織の構成員の特例とどのように違いますか？

防除計画に基づく個人防除は、防除計画に基づいて防除が実施されることで防除効果が高まることから、共同利用を行ったものとして認めることとしています。このため、防除計画に基づく個人防除実施者は、本則要件を満たす者となります。

一方、共同利用組織の構成員の特例については、今後、共同利用を行う予定の生

産者に対して、期限を設けて認めているものです。このため、3年以内に共同利用を行う等本則要件を満たしていただく必要があります。

Q25 防除を行う共同利用組織で、防除計画を作成したものの対象病害虫の発生がなかったため防除作業を実施しなかった場合、当該共同利用組織の構成員は交付金の交付対象者となるのでしょうか？

地区外から飛来する害虫の防除計画を立てた場合、その年の状況によっては、飛来する害虫の密度が低く防除の必要がない、という事態も想定され、この結果、作業面積の合計が共同利用組織の基幹作業面積の要件（4.5ha以上）を満たさなくなることも考えられます。

この場合、例年であれば必要な防除であったため防除計画に定めたものの、例外的に病害虫の発生がなかったことが、客観的に証明できるもの（防除予定地域に係る行政機関若しくは研究機関が発行するもの等）を添付して機構に申出を行い、機構が事実であると認めた場合は、当該防除計画に係る面積も基幹作業面積とカウントできます。

ただし、客観的な証明がない等、その事実が認められない場合には、共同利用組織としての要件を満たさなくなり、交付金の対象者とはなりません。

このため、毎年、計画的に実施される他の防除作業や他の基幹作業により交付金の対象者となるような体制づくりをお願いします。

なお、交付金の対象者となるために、防除の必要性がないにも関わらず防除を実施することは、環境に負荷をかけ、また、営農に不必要な行為ですので、このようなことが判明した場合には、交付金の交付対象者に該当しないこともあり得ます。

【基幹作業を委託する者（A-4）の要件】

Q26 平成21年産までとされている基幹作業を委託しているほ場面積の要件（1/3以上）は、どのようになるのですか？

現在、基幹作業を委託している生産者については、平成21年産までの特例として、基幹作業の委託を行った部分の面積の合計の割合が収穫面積の1/3以上（原則は

1/2以上)を交付金の対象者としています。

平成22年産以降についても、基幹作業の委託を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件(1/3以上)を継続します。

Q27 平成21年産までとされている複数のほ場で基幹作業を委託した場合のカウント方法(ほ場ごとの最も大きい基幹作業の面積の合計)は、どのようになるのでしょうか?

現在、複数のほ場を基幹作業の委託を行った生産者については、平成21年産までの特例として、ほ場ごとに委託面積が最も大きい基幹作業の委託面積の合計(原則は基幹作業のうち委託面積が最大となる基幹作業の委託面積)の割合が1/3以上を交付金の対象者としています。

平成22年産以降についても、基幹作業の委託を促進する観点から、平成22年産から平成24年産の3年間に限り、この要件(ほ場ごとに委託面積が最も大きい基幹作業の委託面積の合計)を継続します。

【基幹作業】

《中耕培土》

Q28 中耕培土とは、具体的にどのような作業を指しますか?

中耕とは、さとうきびの生育期間中に、除草と通気を促す目的で畝間の土壌を軽く耕す作業であり、培土とは、倒伏防止、根の生長を促す目的をもって、作物の根際に土寄せをする作業です。このため、中耕培土とは、これらを一連の作業として行う作業を指します。

なお、地域の作業実態に応じて中耕のみ、培土のみを行うことも認めます。

《防除》

Q29 防除とは、具体的にどのような作業を指しますか？

基幹作業の「防除」とは、ほ場において効果が発現するために一定の期間に計画的に実施するものであって、さとうきびの病害虫の予防及び駆除をする目的で、農薬を利用するものを指します。

なお、雑草の除草については、病害虫の発生を抑制する目的で行うものに限って防除に含まれます。

Q30 野そ（ネズミ）の駆除は、防除に含まれますか？

含まれます。

ただし、さとうきびのほ場において野そが隣接するほ場へ逃避することを防ぐために防除計画に基づき一斉に行う駆除に限ります。

Q31 「土壌消毒」は防除に含まれますか？

土壌消毒の対象となる病原菌、センチュウは、そのままでは隣接ほ場へ移動しないことや、適切にほ場が管理されている場合は土壌消毒そのものが必要ないなど農家ごとの対応も異なることから、地域における計画的な防除の実施の必要性が低いため、防除の対象に含まないこととします。

Q32 誘殺灯やフェロモントラップの設置は防除に含まれますか？

基幹作業へ「防除」を追加することによって、作業の受け手となる共同利用組織や作業受託組織（サービス事業体）の活用を促進するため、今回、「防除」を新たに追加したものです。

一方、誘殺灯やフェロモントラップの設置は、一度、設置すれば誘引剤の交換な

どの作業を除けば、共同で作業を実施する必要性が乏しく、共同利用組織の活用の促進にも資するものではないことから、防除には含まないこととします。

Q33 「除草」は防除に含まれますか？

防除計画に基づき実施される、病虫害の予防又は駆除のための除草（除草剤を用いる除草に限ります。）であれば防除に含まれます。しかしながら、防除計画に基づかない除草や、病虫害の駆除を目的としない、単に雑草の繁茂を抑制するための除草については基幹作業である防除には含まれません。

Q34 病虫害全般の予防を目的とする除草を行う場合、防除計画の対象病虫害の項目に「除草（病虫害防除）」とのみ記載することは可能ですか？

除草作業については、防除計画に基づき実施される、病虫害の予防又は駆除のための除草（除草剤を用いる除草に限ります。）であれば防除作業に含めることとしています。

したがって、単に「除草（病虫害防除）」と記入するだけでは不十分ですので、対象病虫害の種類や、その生態を踏まえた効果的な防除期間・方法等を防除計画に定めて下さい。

《その他の基幹作業について》

Q35 耕起及び整地は、耕起又は整地でも良いのですか？

栽培体系から、作業に用いる機械や作業時期も異なり耕起及び整地を一連の作業として実施することが困難な場合には、地域の作業実態に合わせ、耕起又は整地のいずれか一方を実施することでも耕起及び整地を行ったものと認めることとします。